

認可基準等の具体的な項目（小規模保育関係）

◎ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第23号）

本市では、小規模保育事業及び家庭的保育事業に係る認可基準については基本的には国基準（※）どおりとし、家庭的保育者の要件や、2階以上に保育室を設ける場合の耐火建築物等の取扱いについて、一部独自基準を設けたところである。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

(1) 総則

(※表中の下線部分~~は~~本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
最低基準の 目的	第2条	・市が条例で定める設備及び運営に関する基準(以下、「最低基準」という。)は、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の 向上	第3条第1項	・市長は、その監督に属する家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ)を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
	第3条第2項	・市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
最低基準と 家庭的保育 事業者等	第4条第1項	・家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	
	第4条第2項	・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	
家庭的保育 事業者等の 一般原則	第5条第1項	・家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
	第5条第2項	・家庭的保育事業所等は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項	・家庭的保育事業所等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	第5条第4項	・家庭的保育事業所等は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
	第5条第5項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第6項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
保育所等との連携	第6条	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて代替保育を提供すること(居宅訪問型保育事業者を除く)。 ③利用乳幼児を、当該保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条第1項	・家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	
	第7条第2項	・少なくとも毎月1回は、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の一般要件	第8条	・乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第9条第1項	・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	第9条第2項	・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	・家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備、職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	
		・ただし、保育室、各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については、この限りではない(兼職できない)。	
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。	
虐待等の禁止	第12条	・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
衛生管理等	第14条第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	
	第14条第2項	・家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。	
	第14条第3項	・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。	
	第14条第4項	・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	
	第14条第5項	居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	
食事	第15条第1項	・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。)により行わなければならない。	
	第15条第2項	・食事の献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	
	第15条第3項	・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
食 事 の 提 供 の特例	第15条 第4項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	
	第15条 第5項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
	第16条 第1項	・食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 なお、この方法による場合であっても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
	第16条 第2項	・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいずれかとする。 ①連携施設 ②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る）	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
利用乳幼児 及び職員の 健康診断	第17条 第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断、臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	
	第17条 第2項	・前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	
	第17条 第3項	・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	
	第17条 第4項	・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	
内部の規程	第18条	家庭的保育事業者等は、以下の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	
帳簿	第19条	・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	
秘密保持等	第20条 第1項	・家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第20条 第2項	・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
苦情への対応	第21条第1項	・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第21条第2項	・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
人権の擁護及び虐待の防止		・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	本市独自基準
暴力団の排除		・家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。 ・家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。	本市独自基準
食事の提供の経過措置	附則第2条	・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。	
連携施設に関する経過措置	附則第3条	・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	

(2) 小規模保育事業

ア 通則

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
小規模保育事業の区分	第27条	・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	

イ 小規模保育事業A型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考				
設備の基準	第28条	(0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室，調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児1人につき3. 3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。					
		(2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室，屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)，調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は，幼児1人につき1. 98㎡以上，屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3. 3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には，保育に必要な用具を備えること。					
		・保育室等を2階に設ける場合は，以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用，避難用それぞれについて，以下のいずれかの設備を設けること。					
		<table><tr><td>常用</td><td>・屋内階段 ・屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段</td></tr></table>		常用	・屋内階段 ・屋外階段	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段
		常用		・屋内階段 ・屋外階段			
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段						
③保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備							

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考										
	が設けられていること。 ・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table border="1" data-bbox="600 448 1626 912"> <tr> <td data-bbox="600 448 786 659" rowspan="2">3階に設ける 場合</td><td data-bbox="786 448 925 531">常用</td><td data-bbox="925 448 1626 531"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="786 531 925 659">避難用</td><td data-bbox="925 531 1626 659"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="600 659 786 912" rowspan="2">4階以上に 設ける場合</td><td data-bbox="786 659 925 742">常用</td><td data-bbox="925 659 1626 742"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="786 742 925 912">避難用</td><td data-bbox="925 742 1626 912"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td></tr> </table> ③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ④小規模保育事業所A型の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 (ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く) ⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ⑥小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	3階に設ける 場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
3階に設ける 場合	常用		・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段									
	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段										
4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段										
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段										

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
職員	第29条 第1項	・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	
	第29条 第2項	・保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第29条 第3項	・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
家庭的保育 事業の準用	第30条	・小規模保育事業所A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所A型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所A型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

ウ 小規模保育事業B型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
職員	第31条 第1項	・小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
	第31条 第2項	・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第31条 第3項	・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	第32条	・小規模保育事業所B型における保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所B型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所B型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	
		・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。	
経過措置	附則第4条	・小規模保育事業B型については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。	

エ 小規模保育事業C型

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
設備の基準	第33条	(0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	本市独自の経過措置を設定

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		(2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児一人につき3. 3㎡以上、屋外遊技場の面積は幼児一人につき3. 3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は、小規模保育事業A型と同様。	
職員	第34条 第1項	・小規模保育事業所C型には、<u>家庭的保育者(市長が指定する研修を修了した保育士であって、乳幼児の保育に専念することができ、かつ児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者をいう。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	本市独自基準
	第34条 第2項	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 ただし、家庭的保育補助者(市長が指定する研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。	
利用定員	第35条	・小規模保育事業所C型の利用定員は、6人以上10人以下とする	
準用	第36条	・小規模保育事業所C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所C型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所C型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	
経過措置	附則第5条	・小規模保育事業C型については、5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	
設備の基準 に係る経過		<u>条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準</u>	本市独自基準

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
措置		<u>を適用しない。</u> <u>ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</u>	

(3) 事業所内保育事業

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考																								
利用定員の 設定	第42条	・事業所内保育事業者は、地域枠(従業員以外の乳幼児)の利用定員を、次の表の左欄(利用定員の総数)の区分に応じ、それぞれ右欄に定める人数以上としなければならない。	国省令を踏まえ、本市において地域枠の利用定員を設定																								
		<table><tr><th>利用定員の総数</th><th>地域枠の利用定員</th></tr><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1名</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2名</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3名</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4名</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5名</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6名</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7名</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10名</td></tr><tr><td>41人以上50人以下</td><td>12名</td></tr><tr><td>51人以上60人以下</td><td>15名</td></tr><tr><td>61人以上</td><td>20名</td></tr></table>		利用定員の総数	地域枠の利用定員	1人以上5人以下	1名	6人以上7人以下	2名	8人以上10人以下	3名	11人以上15人以下	4名	16人以上20人以下	5名	21人以上25人以下	6名	26人以上30人以下	7名	31人以上40人以下	10名	41人以上50人以下	12名	51人以上60人以下	15名	61人以上	20名
		利用定員の総数		地域枠の利用定員																							
		1人以上5人以下		1名																							
		6人以上7人以下		2名																							
		8人以上10人以下		3名																							
		11人以上15人以下		4名																							
		16人以上20人以下		5名																							
		21人以上25人以下		6名																							
		26人以上30人以下		7名																							
		31人以上40人以下		10名																							
		41人以上50人以下		12名																							
		51人以上60人以下		15名																							
61人以上	20名																										
【保育所型事業所内保育事業】 設備の基準	第43条	・保育所型事業所内保育事業所(利用定員が20名以上)の設備の基準は、次のとおりとする。 (0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。<u>ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所型事業所内保育事業所については、ほふく室を設けなければならない。</u> ・乳児室の面積は、乳幼児1人につき1.65㎡以上であること。 ・ほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。	2歳未満児でほふくをするものを入所させる場合は、ほふく室が必置であることを明確化。																								

項目 (条文番号は国省令)	基準		備考														
	・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table><tr><td>常用</td><td> ・屋内階段 ・屋外階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr></table> ③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること ・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table><tr><td rowspan="2">3階に設ける場合</td><td>常用</td><td> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr><tr><td rowspan="2">4階以上に設ける場合</td><td>常用</td><td> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td></tr></table> ③ ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メ		常用	・屋内階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	3階に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	4階以上に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
常用	・屋内階段 ・屋外階段																
避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段																
3階に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段															
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段															
4階以上に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段															
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段															

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
	一トル以下となるように設けられていること。 ④調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。 ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ⑥壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災通報する設備が設けられていること。 ⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
職員	第44条 第1項 ・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。	
	第44条 第2項 ・保育所型事業所内保育事業所における保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数以上とする。ただし、2名を下回ることとはできない。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第44条 第3項 ・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
連携施設に関する特例	第45条 ・保育所型事業所内保育事業は、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力(当該事業所内保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該児童を受け入れて教育又は保育を提供する協力をいう。)を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
準用	第46条	・保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとする。	
		・保育所型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・保育所型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
【小規模型事業所内保育事業】 職員	第47条 第1項	・小規模型事業所内保育事業所(利用定員が19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。	
	第47条 第2項	・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第47条 第3項	・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	第48条	・保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
		・小規模型事業所内保育事業所の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。	
経過措置	附則第4条	・小規模型事業所内保育事業所については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。	

家庭的保育事業等の認可基準の概要

資料 3

1 対象児童

3号認定子ども（0～2歳児）。ただし、山間地等のため受入先の確保が困難な場合は、2号認定子ども（3～5歳児）も特例給付の支給対象となる。

2 定員、保育従事者、保育室等の基準

			定員	保育従事者	保育従事者配置基準	保育室等の面積基準
家庭的保育事業			5人以下	家庭的保育者（保育士）， 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	3人以下の場合は9．9㎡ 4人の場合は13．2㎡ 5人の場合は16．5㎡
小規模 保育事業	A型		6人～19人	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3．3㎡ 2歳児は1人当たり1．98㎡
	B型			保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	
	C型		6人～10人（新制 度施行日から5年間 は6人～15人）	家庭的保育者（保育士）， 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	1人当たり3．3㎡
居宅訪問型保育事業				家庭的保育者（保育士） ＊研修修了者	1：1	事業運営を行うために必要な広さを有する専 用の区画
事業所内 保育事業	保育所型		20人以上（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1	○乳児室：1.65㎡×0・1歳ではふくしない児童数 ○ほふく室：3．3㎡×0・1歳ではふくする児童数 ○保育室：1．98㎡×2歳児数
	小規模型	A型	19人以下（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3．3㎡ 2歳児は1人当たり1．98㎡
		B型		保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	

＊ 屋外遊戯室（公園等の代替地も可）は、2歳以上の児童数×3.3㎡以上必要（居宅訪問型保育事業を除く）。

3 2階に保育室を設ける場合の設備基準

(1) 本則

保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

- ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。

常用	・屋内階段 ・屋外階段
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段

- ③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(※備考) 本市では、3階以上に保育室を設ける小規模保育事業所は存在しない。

(2) 経過措置

本市では、既存の屋間里親が子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業に円滑に移行できるよう、条例で以下の経過措置を設けている。

条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない。

ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災通報装置の設置を義務付ける。